

| | |
|------|-------------|
| 受付番号 | 平成27年 第 1 号 |
| 受付日 | 平成27年 1月 6日 |
| 質問者 | 中川 雅晶 議員 |

文書質問答弁書

回答日：平成27年 1月19日

担当部局：総務部 調達契約課

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく中川雅晶議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

質問

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達法）」が平成25年4月1日から施行され、地方公共団体等においては、障害者就労施設等からの物品等の調達推進を図るため、毎年度、調達目標を含めた調達方針を策定・公表することが義務付けられました。

本市においても調達方針を策定し、調達実績も平成24年度264,320円、平成25年度818,400円と公表されています。また、各部局に対して、障害者就労施設等が提供する製品・サービスのリストを発信し活用を促されています。しかしながら、障害者就労施設と市の各部局双方にとって有益ならびに効果的に推進されているとは考えにくいのが現状です。

課題として考えられるのは、はじめに、市の需要品等の情報入手方法や発注窓口が分からないといった情報に関する課題があります。次に、市は障害者就労施設の製品・サービスの一覧を集めているが、需要と供給のミスマッチの課題があります。次に、市が発注に必要な品質を満たした製品・サービスかどうか確信できない製品・サービスの質に関する課題があります。また、大量発注に対応できない、納期が守れない等の納期等生産体制に関する課題があります。さらに、長年取引してきた民間事業所との関係の課題もあります。

そこで、課題を認識した上で障害者優先調達法の趣旨に基づき四日市市における障害者就労施設等からの調達を推進するため、まず受注窓口の一元化ができないか。また、需要と供給のミスマッチ解消や製品・サービスの品質・生産能力を双方が確認できるプレゼンテーションの機会を定期的で開催することはできないか。さらに、推進体制として当該事業の受発注を実際には行わない調達契約課が担当する事は適切ではなく、推進体制の見直しが必要であると考えますが、平成26年度の推進並びに実績から見える課題、そして27年度方針に向けたお考えと併せて見解をお伺い致します。

答弁

いわゆる「障害者優先調達推進法」の施行により、地方公共団体に障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずる努力義務が規定されたことから、本市も「四日市市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、障害者就労施設等からの製

品・サービスの調達を推進しています。

今年度は、昨年度の調達実績額をさらに上回ることを目標として取り組みを進めており、障害者就労施設等が提供する製品・サービスをより分かりやすくするために、市内の29事業所についての取扱品目別や業務別のリストも作成し、定期的に庁内の電子掲示板に掲示するとともに、全庁的な会議の場での情報提供を行っています。

ご質問の受注窓口の一元化につきましては、既に三重県において平成23年に、障害者の就労支援を行う9団体で構成するNPO法人「共同受注窓口みえ」が設立され、本市所在の障害者就労施設も6事業所が加入する中で運用されています。その上で市内に限定した受注の一元化窓口を設置することは、その担い手となる施設関係者の負担などの課題の整理が必要です。

次に推進体制についてですが、契約手続きに基づき、より積極的に新たな取り組みに向けて全庁的に投げかけることが可能であることから、受発注にかかる情報が集まる調達契約課が担当しております。

具体的には、障害福祉課で障害者就労施設等にかかる情報を収集した上で、調達契約課で各部局の障害者就労施設等から調達可能な製品・サービスの発注見通しを基に調達目標を設定し、各部局で目標達成に向けた発注を行うよう通知しております。

さらに年度途中にも随時働きかけと指導を行っており、引き続き障害福祉課が障害者就労施設等の窓口となり、調達契約課と連携して取り組みを進めてまいりたいと考えております。

最後に、課題と平成27年度に向けた考え方ですが、これまでの取り組みにおいて、議員からも紹介のありました主な5つの課題が明らかになっており、全国でも同様の課題が挙げられています。

その具体的な対策として、まずは各部局に対して障害者就労施設等の連絡先のほか、製品・サービスの内容、対応可能量、納期、参考単価などや、過去の発注事例を紹介したり、これまで障害者就労施設等から個々に行われている営業活動に加え、定期的なプレゼンテーションの場の設定など、市と施設関係者との情報共有の方法について研究し、一つひとつの課題を解決できるよう努めます。

また、法の趣旨や調達方法の全庁的な周知をより徹底し、発注の際には、まず最初に障害者就労施設等の供給可能な内容のリストを確認して発注の可能性を検討するようにするなど、職員の意識を高めることで、調達方針をより実効性のあるものとするよう、継続的に取り組んでまいります。